

民生用バルクローリーに係る漏えい・爆発事故について（注意喚起）

平成16年10月1日、福岡県において、民生用バルクローリーに係る漏えい爆発・火災事故が発生しました（事故概要 参照）。

当該事故の漏えい原因は現在調査中ですが、離脱した充てんホースの安全継手を再度接続する作業は、充てんホース内のLPガス（液）を排除して実施する必要があることから下記の事項につきまして、ご確認くださいませよう願ひいたします。

記

- 1．離脱した充てんホースの安全継手を再度接続する作業は、充てん設備の使用の本拠（車庫）、LPガス充てん所等の安全な場所で行ってください。
- 2．離脱した充てんホースの安全継手を再度接続する作業に伴うLPガス（液）の排除は、高圧ガス保安法第25条（廃棄）の規定に従って適切に行ってください。

（ 事故概要 ）

民生用バルクローリーに係る漏えい爆発・火災事故について

（ 1 ）発生日時

平成 1 6 年 1 0 月 1 日（金） 1 1 時 4 0 分頃

（ 2 ）建物用途：飲食店兼土産物屋

（ 3 ）人的被害：軽傷者 1 名（第三者）

物的被害：店舗及び店舗隣接住居全焼

店舗隣接駐車場の自動車 4 台全焼及び 3 台損傷

（ 4 ）事故発生の経過

充てん作業者がバルク貯槽に充てんしようと、充てんホースを引っ張ってバルク貯槽に向かっていたところ、何らかの障害物に当該充てんホースが引っ掛かり、安全継手が作動し離脱した。

このため、充てん作業者が現場で当該安全継手のソケットとプラグを接続する作業を行っていたところ、当該作業中に放出した L P ガス（液）に何らかの着火源から引火して、爆発・火災に至った。

なお、安全継手が離脱した際は、ソケット（バルクローリ側）及びプラグ（バルク貯槽側）からの漏えいはなかった。